

規制シート(様式)

170198800990001

平成31年1月30日

規制の名称	遊漁船業の登録	所管府省	農林水産省
根拠法令等	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水産庁資源管理部漁業調整課 廣野 淳
規制目的	遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船業の参入について、都道府県知事への登録制とし、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から定めた一定の客観的な拒否事由に該当する者については参入を認めない。 ・遊漁船業者に対し、事業の実施方法を定めた業務規程の届出、遊漁船における利用者の安全管理等の業務を行う遊漁船業務主任者の選任、損害賠償を行うべき場合に備えた保険契約の加入等の義務付け。 	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	遊漁船業務主任者の農林水産省令で定める基準について、都道府県が実施する遊漁船業務主任者を養成するための講習に係る農林水産大臣の認定に代えて、あらかじめ大臣に通知することで足りることとした。(平成24年 同法施行規則改正)	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	遊漁船の事故に伴う死傷者数の発生は毎年10~40名と減少していない一方、遊漁者についてもクロマグロの資源管理の強化等に伴う対応が必要であることなど、遊漁船利用者の安全の確保や漁場の安定的な利用の確保の観点からの規制の必要性はむしろ増していることから、引き続き法による規制が必要であるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2022年度		